

被表彰者の推薦について

1. 推薦の範囲

推薦の範囲は、「「食品ロス削減推進表彰」における消費者庁の表彰実施要領（令和4年6月13日消費者庁次長決定）」第2項に該当する者であって、次の各号に掲げるもののうち、いずれかの取組を行った者とする。

- (1) 消費者等への普及啓発に関する取組
- (2) フードバンク活動や、その支援に関する取組
- (3) 災害時用備蓄食料の有効活用に関する取組
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その他食品ロス削減に関する取組

2. 推薦の手続

- (1) 表彰を受けるべき者の推薦を行おうとする者は、自薦・他薦を問わず、推薦調書（別紙様式）により推薦するものとする。

なお、推薦するに特にふさわしいと認められる者がいる場合には、消費者庁は候補者を推薦できるものとする。

- (2) 推薦に当たっては以下の点を考慮することとする。

ア 推薦対象は、取組が将来にわたり継続されることが見込まれる者とする。

イ 団体の構成員としての取組が他の模範となる個人については、推薦する対象を、当該個人が属する団体等とする。ただし、団体の構成員としてではない個人の取組が他の模範となる場合は、推薦する対象を当該個人とする。

ウ 当表彰の過去3年間ににおける被表彰者を推薦することはできない。ただし、過去3年間に表彰対象となった取組に加えて、新たな取組成果があると認められる場合には推薦することができるものとする。

- (3) 推薦に際しては、別紙様式に従い、第1項各号のいずれに該当するかを明記するとともに、推薦される個人又は団体等の経歴、表彰等の理由となる功績等を具体的に明記する。なお、当表彰の過去3年間ににおける被表彰者を推薦する場合は、表彰後の新たな取組成果を明記すること。